

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

〔平成20年 6月  
広島県安芸高田市〕

## 1 現 状

### (1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ(単位:人、歳、円)

区 分	公 務 員				民 間			参考
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
安芸高田市	21	44.2	342,242	356,157	-	-	-	-
給食調理員	21	44.2	342,242	356,157	調理士	41.5	256,800	1.39
広島県	188	50.8	364,837	418,753	-	-	-	-
国	5,193	48.8	287,094	320,514	-	-	-	-

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものの平均である。  
 3 「民間」のデータは、賃金構造基本統計調査(厚生労働省)において公表されているデータを使用している(平成16年~平成18年の3ヶ年平均)。  
 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

### (2) 職種ごとの年齢別の職員数及び平均給与月額

区 分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上
	全 体			1	2	1	2	4	4	1	2	4
給食調理員			1	2	1	2	4	4	1	2	4	
			*	*	*	*	359.6	389.9	*	*	406.9	

- (注) 1 データは、平成19年4月1日現在。  
 2 表の上段は人数(単位:人)、下段は平均給与(単位:千円)  
 3 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が2人以下の場合には平均給与月額を「\*」としている。

### (3) その他給与に関する事項

#### ア 給料表

国家公務員行政職俸給表(一)の1級から5級まで(5級制)を適用している。

#### イ 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、休日勤務手当、時間外勤務手当及び期末・勤勉手当をそれぞれ該当者に支給している。なお、技能労務職を対象とした特殊勤務手当はありません。

#### ウ 昇給基準等

毎年1月1日に、前1年間における勤務成績に応じて4号給(57歳を超える職員は2号給)を標準として昇給する。

## 2 基本的な考え方

技能労務職員の給与については、地方公務員法に定める給与決定の原則に拠り、その職務の性格や内容及び国や県、県内市町における同種の職員の給与等を参考とし、適正な給与制度・運用となるよう努めるものとする。

### 3 具体的な取組内容

今後、行政組織機構の改革の中で上記2の基本的な考え方を踏まえ、技能労務職の給与構造についても併せて検討を行うものとする。

### 4 その他

合併（平成16年3月）以降、技能労務職員については退職不補充とし、必要なサービスの維持については、非常勤職員又は臨時等で対応している。

なお、平成22年度を目途に学校給食施設のセンター化が計画されており、整備後の運営形態により職員の適正な配置に努める。